

2019年度事業報告

1. 公益目的事業

(1) 日本プロスポーツ大賞の開催

当年度は、2. 運営状況に記載のとおり、法人組織内での混乱により、予定通り遂行することができなくなったため、初の中止となった。

(2) プロスポーツ年鑑の発行

2017年度までは発行済であるが、2018年度以降については、いまだ発行に至っていない。次年度以降早急に検討すべき課題と捉えている。

2. 運営の状況

(1) 当年度における特殊事情

当年度は、定時評議員会が定款に定める期限までに開催できなかったこと、評議員が理事を管理監督するという、本来の公益法人としての役割を十分に発揮できない状況であることを理由として、内閣府より、勧告・命令を受けることとなり、その対応に時間を要した。

内閣府からの通知に至る経過とその対応については、以下のとおり。

① 令和1年9月9日

当法人の組織運営上やコンプライアンスに問題があることを理由として、日本野球機構が加盟団体脱退を表明。

② 令和1年9月10日

内閣府より、上記脱退問題についての報告要求の通知を受ける。

③ 令和1年9月24日

上記報告要求に基づき、報告書を内閣府に提出

④ 令和1年10月

報告書をもとに、内閣府より業務執行理事、監事、評議員に対して事情聴取を求められ、代表者が出頭し説明。

⑤ 令和1年11月6日

立入検査の実施についての通知を受ける。同年11月8日に立入検査実施。

⑥ 令和1年11月22日

内閣府より、当法人に対して勧告書が通知される。

⑦ 令和2年1月31日

勧告に対する改善事項を報告書として取りまとめ、内閣府に提出。

⑧ 令和2年2月7日

内閣府より、不利益処分の原因となる事実についての弁明の機会を付与する旨の通知を受領。

- ⑨ 令和2年2月13日
上記弁明の機会に対する弁明書を内閣府に提出。
- ⑩ 令和2年2月14日
内閣府より、当法人に対して命令書が通知される。
- ⑪ 令和2年2月26日
命令に基づく必要措置の内容を内閣府に提出。
- ⑫ 令和2年2月28日
内閣府より、運営組織及び事業活動の状況に関する報告の提出を要求する通知が発出される。
内容は、辞任した評議員が再選された理由と民放テレビ局の役職から離れることと当法人の評議員が交代することの関連の有無について。
- ⑬ 令和2年3月6日
上記報告に対する回答を内閣府に提出。
- ⑭ 令和2年3月13日
内閣府より、再度運営組織及び事業活動の状況に関する報告の提出を要求する通知が発出される。
これにより、令和2年4月13日、令和2年9月30日、令和3年3月31日の各期日の17時までに、理事会で検討して機関決定の上、各時点における状況を報告することになった。(なお、4月13日期限の報告については、期日までに提出済)

(2) 評議員会

- ① 令和2年1月14日 定時評議員会
議案：平成29年度事業報告書並びに決算報告書承認の件
議案：平成30年度事業報告書並びに決算報告書承認の件
議案：定款変更の件 → 継続審議
議案：評議員選定委員会の設置の件 → 継続審議
- ② 令和2年1月28日 定時評議員会 (継続)
議案：定款変更の件
議案：評議員選定委員会の設置の件 → 継続審議
- ③ 令和2年2月21日 定時評議員会 (継続)
議案：評議員選定委員会設置の件
- ④ 令和2年3月12日 臨時評議員会
議案：定款変更の件
議案：理事及び監事選任の件

(3) 理事会

- ① 令和元年5月20日
議案：平成30年度事業報告書並びに決算報告書承認の件
議案：理事、監事、評議員改選の件
議案：評議員会開催の件

議案：臨時理事会開催の件

議案：規程の改訂の件

② 令和元年9月24日

議案：内閣府からの報告要求の件

議案：日本野球機構脱退の件

③ 令和元年12月13日

議案：内閣府勧告書に対する対応について

議案：評議員会の開催について

議案：日本野球機構の退会について

議案：プロスポーツ年鑑の発行について

議案：ニューオータニ違約金の支払について

議案：スポーツ功労者/文部科学大臣顕彰について

④ 令和2年1月31日

議案：内閣府勧告書に対する回答書について

議案：評議員選定委員会について

議案：評議員会開催について

⑤ 令和2年2月20日

議案：内閣府命令書に対する対応について

⑥ 令和2年3月31日

議案：代表理事並びに業務執行理事選定の件

議案：令和2年度事業計画並びに収支予算書承認の件

3. 役員等の状況（敬称略：令和2年3月31日現在）

(1) 評議員

新田涉世、佐藤耕二、友岡新、草野啓、北原健兒、泊三夫、下平担

(2) 理事

秋山政徳（代表理事）、松山良一、黒野匡彦

(3) 監事

福島直、谷岡弘邦

附属明細書について

令和元年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書を作成しない。